

あいかわ町民活動応援事業審査基準

1 審査機関

- 「あいかわ町民活動応援事業」に応募された事業は、補助金交付の採否について、町職員以外の方で構成する「あいかわ町民活動応援事業審査会」において、公平かつ厳正に審査を行います。
- 審査員は5人以内とし、選出区分は次のとおりです。
 - ・ 公募による町民 1人
 - ・ 公益活動に実績のある者 1人
 - ・ 町の各種施策に知見を有する者 2人
 - ・ 専門委員 1人

2 事前確認

- 提出された申込書等は、各記載項目に不備等がないか行政推進課において事前確認をし、不備等があるときは、必要に応じて助言や指導、再提出の指示等を行います。

3 審査

- 審査員は、次の指標により書類審査及びヒアリングを行い、事業の内容を総合的に審査し、採否の決定を行います。

指 標	内 容
妥 当 性	事業の趣旨等が応募要件を満たしているか評価
公 益 性	事業の成果や効果によって、多くの町民が利益を享受できるか評価
実 現 性	実現可能な企画構成、スケジュール、予算計画となっているか評価
創 造 性	新たな視点、発想から企画された事業であるか、事業内容に創意工夫が施されているか評価
継 続 性	補助金による事業が終了した後も当該事業や団体が継続・発展することが期待できるか評価
費用の妥当性	対象経費の内容、補助金の申請額は妥当であるか評価

- ヒアリングは、1事業あたり20分程度で行います。
- 審査は、「審査シート」により、審査員ごとに行います。
- 各審査員の評価は、指標ごとに5点満点で採点し、30点満点を総評点として行います。
- 審査会としての最終的な採否は、5人の審査員の合計総評点で決定します。
- 合計総評点の平均が15点以下又は過半数の審査員が15点以下の評価をした事業については、不採用とします。

5 補助金額の調整と意思確認

- 採用事業の補助金額は、事業の実現性を確保するため、審査会等で査定した額を基本としますが、採用事業の補助金額の合計が当該年度の町の予算額を超えた場合は、予算の範囲内で採用事業に適切に配分します。
- 上記により補助金額の調整を行った場合は、申込者に対して事業の実施に関する意思確認を行います。

6 最終決定

- 町は、審査会からの報告に基づき、採用事業の最終的な決定を行います。
- 審査の結果は、全ての申込者にお知らせします。

7 実績報告

- 町は、補助金交付者に対して、各事業終了後60日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出を求めることとします。
- 事業計画どおりに実施されなかった場合や領収書が不存在の場合は、必要に応じて補助金の返還を求めます。
- 活動者の交流と補助事業の透明性の確保を図るため、「あいかわ町民活動サポートセンター登録団体活動発表会」で実績報告をしていただきます。